

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年12月18日)

[件 名]

- COP28への県内学生の派遣について  
(脱炭素社会推進課)・・・2
- 「消費生活に関する県民意識調査」及び「消費者教育に関する教育機関への実態調査」の実施結果  
(消費生活センター)・・・3
- 県営住宅入居申込者の個人情報流出の恐れのある事案について  
(住宅政策課)・・・5
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(自然共生課)・・・6

## 生活環境部

## COP28への県内学生の派遣について

令和5年12月18日  
脱炭素社会推進課

県内の高等教育機関の学生3名をドバイ首長国で開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)に派遣したので、その結果について報告する。

### 1 COP28 使節団派遣事業の概要

#### (1) 目的

脱炭素社会の実現に向けて中心的役割を果たすことが期待されるユース世代をCOP28に派遣し、パビリオンでの登壇や環境先進国・自治体との意見交換会、世界のユース団体との交流などを体験することで、地域で地球温暖化対策や脱炭素の取り組みを担う若きリーダーを育成する。

#### (2) 日程 令和5年11月29日から12月5日(現地滞在3日間)

#### (3) 会場 アラブ首長国連邦 ドバイ首長国 エキスポ・シティ・ドバイ

#### (4) 派遣学生

県内の高等教育機関に在籍する学生に公募を行い、筆記・面接試験により以下の3名を選定  
公立鳥取環境大学4年生(23) 横山 椋大(よこやま りょうた)さん  
公立鳥取環境大学3年生(21) 三谷 菜摘(みたに なつみ)さん  
米子工業高等専門学校2年生(22) 小島 翼(こじま つばさ)さん

#### (5) 事前研修の実施

派遣までに計3回の研修会を開催し、世界の気候変動問題やカーボンニュートラルに向けた動きを学ぶとともに、県との打合せや学生3人の打合せを重ね、当日の発表内容の調整を行った。

### <学生が参加した行事>

#### 2 ジャパンパビリオン サイドイベント

##### (1) テーマ 「自治体が主導するレジリエントなゼロカーボン・持続可能な社会への移行」

##### (2) 日時 令和5年12月1日(金)

##### (3) 場所 ジャパンパビリオン(日本政府設置)

##### (4) 主催 IGES(公益財団法人 地球環境戦略研究機関) 共催:イクレイ、環境省

##### (5) 参加者 ①大都市部によるゼロカーボン移行

葛飾区長、三井住友銀行、NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長

##### ②中小規模自治体によるゼロカーボン移行

佐渡市長、那須塩原市長、IGES 上席研究員

##### ③ユース視点からのゼロカーボン移行について

鳥取県知事 平井 伸治(ビデオメッセージ)

鳥取県派遣学生 横山椋大さん、三谷菜摘さん、小島翼さん

##### (6) 内容

都道府県としてユースをCOP会場に派遣するのは初の取組であり、「言葉より、行動する仲間へ」をテーマに、脱炭素化に向けて最も大切なのは「仲間づくり」であるということ英語で高らかにアピールした。

##### <学生のメッセージ(要旨)>

「私たちは人口最小県の鳥取から来たユース。日本は少子高齢化社会で若者が少なく、更に若者は環境問題への関心が薄い。いわば我々は”a minority of a minority”。カーボンニュートラルの実現には、テクノロジーや資金だけでなく、人々の意識や価値観の転換が必要と考える。多様性を尊重しながらも、年代や地域を超えた協働が求められている今、共に協力して行動する仲間をつくることを望んでおり、我々と積極的な交流をしましょう。」



写真:学生3人の登壇の状況

### 3 関係者の評価

環境省からは、『学生のプレゼンが素晴らしかった。鳥取県のCOPへの派遣が来年度に全国の自治体に波及するかもしれない』との評価をいただいた。

また、国際機関のイクレイ日本や全国地球温暖化防止活動推進センターからは、『自治体がユースを派遣したことはとても大きな成果で、全国の自治体で本県が最も進んだ取組をしている』との評価も頂き、同センター主催のイベントへの参加の依頼があった。

### 4 今後の予定

イクレイなどの国際機関や県内の大学とも連携し、来年2月に県民向けのCOP28派遣報告会を開催する予定であり、派遣学生はCOP28参加レポートをまとめ、現地で感じた世界から見た日本の現状や世界のユース達の状況などを報告する予定。(現地での撮影動画も放映)

## 「消費生活に関する県民意識調査」及び「消費者教育に関する教育機関への実態調査」の実施結果

令和5年12月18日  
消費生活センター

「鳥取県消費者教育推進計画」（以下「本計画」という。）の改定にあたり、消費者教育施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に実施した標記調査の結果がまとまったので、その概要を報告する。

### 1 消費生活に関する県民意識調査

○調査対象：18歳以上の県内在住者3,000名（各市町村の住民基本台帳から無作為抽出）
○調査方法：郵送調査
○調査期間：令和5年6月15日から7月14日まで
○回答状況：有効回答件数1,122（有効回答率37.4%）

#### (1) 消費者被害の経験と被害にあった際の相談の有無 ※ 括弧内は前回調査（平成30年実施）結果との比較

- ・自分又は家族が被害に「あったことがある」「あいそうになったがあわなかった」の合計 43.5%（▲4.6p）
- ・消費者被害にあった際にどこかへ（誰かへ）「相談したり、伝えたりした」 57.2%（+5.5p）

#### (2) 消費生活相談窓口及び消費者ホットライン188の認知状況

- ・消費生活相談窓口「相談したことがある」「相談したことはないが名前も業務内容も知っている」の合計  
県消費生活センター 40.4%（▲1.4p）、市町村消費生活相談窓口 32.3%（▲2.7p）
- ・消費者ホットライン188「知っている」 22.4%（令和5年調査からの新規項目）

⇒消費生活相談窓口や消費者ホットライン188の周知を強化し、自身や周囲の人が消費者トラブルにあった際には適切な相談窓口につなげられるようにすることが必要。

#### (3) 消費者講座への参加経験

- ・「参加したことがある」4.9%（▲3.0p）「実施されていることは知っていたが、参加したことはない」26.7%（▲3.4p）「実施されていることを知らない」68.4%（+6.4p）
- ・「実施されていることは知っていたが、参加したことはない」と回答した理由  
①「日程が合わない」45.6%（▲3.2p） ②「忙しく時間がない」35.1%（▲1.3p）  
③「参加するのがめんどろだった」27.7%（+5.3p）

⇒消費者講座への参加を促すために、オンライン講座等、参加方法の選択肢を増やすとともに、周知方法を工夫することが必要。

#### (4) 消費者被害にあいやすいとされる人の被害防止のために重要な取組

- ・青少年：①「家族・親戚で日ごろから話題にするよう心がける」76.4%（▲2.5p）、②「学校の授業等で学習する」70.3%（+2.2p）、③「報道機関に被害情報などを取り上げてもらう」48.4%（+3.7p）
- ・高齢者：①「家族・親戚で日ごろから話題にするよう心がける」79.5%（▲0.4p）、②「近隣同士で声を掛け合う」44.2%（▲6.6p）、③「行政と関係団体とが連携して注意を呼びかける」35.0%（▲1.4p）
- ・障がい者：①「家族・親戚で日ごろから話題にするよう心がける」77.9%（+0.8p）、②「行政と地域の障がい者との関係のある団体とが連携して注意を呼びかける」55.1%（+0.3p）、③「障がい者の参加する地域の行事などで注意を呼びかける」49.1%（▲8.1p）

⇒判断力の低下した高齢者や障がい者等の要配慮者を消費者被害から守るためには、家族や近隣同士で日頃から話題にするよう働きかけるほか、地域住民や行政機関、関係団体が連携して要配慮者を見守り、注意を呼び掛ける仕組みの構築が必要。

## 2 消費者教育に関する教育機関への実態調査

- 調査対象：県内に所在する幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の全数（417機関）
- 調査方法：郵送調査
- 調査期間：令和5年6月15日から7月14日まで
- 回答状況：幼稚園等58.2%（117）、小学校56.1%（64）、中学校42.6%（23）、義務教育学校50.0%（3）、高等学校75.0%（24）、特別支援学校70.0%（7）（括弧内は有効回答数）

### （1）消費者教育の実施状況に対する認識 ※ 括弧内は前回調査（平成30年実施）結果との比較

- ・消費者教育を「十分実施できている」「ある程度実施できている」の合計  
小学校 77.4%（+24.7p）、中学校 95.7%（+10.0p）、高等学校 85.0%（+24.2p）、特別支援学校 80.0%（+8.6p）

⇒すべての教育機関の種別で実施できていると回答した割合が増加した。

### （2）消費者教育の成果に対する認識

- ・消費者教育の成果を「大いに感じる」「少し感じる」の合計  
小学校 80.6%（+8.5p）、中学校 82.6%（+7.1p）、高等学校 86.4%（+11.4p）、特別支援学校 100%（±0）

⇒すべての教育機関の種別で成果を感じると回答した割合が増加した。

### （3）消費者教育を実施するに当たっての課題

多くの教育機関で「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」、「活用できる教材が少ない」、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」、「他の優先課題があり取り組めない」といった回答が多く寄せられた。

⇒ 教育機関における消費者教育の実施に当たり、教員の指導力向上、消費者教育に役立つ教材や外部講師等の情報不足、他業務による教員の多忙等が課題となっている。

教員の指導力向上を目的とした研修の実施や、消費者問題に精通した外部講師の派遣、最新の消費者トラブル事例、活用しやすい教材の情報提供などに取り組むことが必要。

## 3 今後の予定

11月6日（月）に開催した令和5年度第1回鳥取県消費者教育推進地域協議会での委員意見を踏まえて計画改定案をまとめ、パブリックコメントを実施したうえで、令和5年度末には本計画を改定することとしている。

- 令和6年 1月 パブリックコメントの実施、常任委員会報告
- 2月 第2回県消費者教育推進地域協議会の開催（本計画改定案の協議）、常任委員会報告
- 3月 本計画改定

### （参考）本計画改定案の基本的視点

本計画改定案では、次の3つの基本的視点を設定し、この視点に立った消費者教育に係る具体的な取組を実施することを盛り込む予定。

- 1 ライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育の推進
- 2 消費生活上の配慮を特に要する者の消費者トラブルの未然防止
- 3 デジタル化に対応した消費者教育の推進

## 県営住宅入居申込者の個人情報流出の恐れのある事案について

令和5年12月18日

住 宅 政 策 課

西部総合事務所3号館で10月5日から11月10日にかけてデジタルカメラ（以下「カメラ」という。）7台を紛失する事案が発生した。このうち1台は、県営住宅の管理代行業務を委託している鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）の管理するカメラであり、カメラに保存されていた個人情報の流出の恐れがある事案が発生したので報告する。

今後は、このようなことが生じないよう県及び公社で再発防止策を講じ、個人情報の適切な管理を徹底する。

### 1 発生した日時

令和5年11月9日（木）午後6時頃から同月10日（金）午後2時頃までの間

### 2 カメラ紛失の経緯

- ・公社西部事務所職員が、11月9日（木）に行った県営住宅入居者抽選会の様子を撮影後、データが保存されたSDカードを入れた状態のカメラを定位置に戻さないまま午後6時頃退庁した。  
〔入居者抽選会は、新型コロナウイルスの感染拡大以降、非公開で行っており、入居申込者からの抽選会の開示要望に対応できるよう抽選会の様子を動画で撮影していた。〕
- ・11月10日（金）午後2時頃、公社職員がカメラに保存していたデータをパソコンに保存しようとした際にカメラが無いことに気付き、11月16日（木）頃まで会議室、公用車、建築住宅課、市住宅政策課の執務室を探したがカメラは見つからなかった。

### 3 カメラ紛失（個人情報流出）の原因

- ・公社は施錠できるキャビネット等にカメラを保管していなかった。
- ・カメラで撮影したデータ3年間分がSDカードに記録されたままとなっていた。
- ・入居抽選会の様子を撮影する際に申込受付名簿まで撮影されていた。

### 4 流出した恐れのある個人情報

令和2年6月から令和5年11月に実施した入居者抽選会34回分の入居申込者の氏名、申込んだ団地名・部屋番号及び抽選結果150名分（延べ人数201名分）

（※カメラ内に保存されている情報）

- ・動画 令和2年6月から令和5年11月までに実施した県営住宅等入居者抽選会の様子（入居申込者名簿、抽選会の状況）
- ・写真 平成31年3月以降に撮影した募集团地の部屋、ゴミ屋敷等の問題部屋、部屋等の修繕箇所、団地内に違法に駐車された車両（個人情報は含まれていない）

### 5 対応状況

- (1) 公社は、11月17日（金）に米子警察署へ遺失届出書を提出した。また、11月22日（水）に同署へ被害届を提出した。
- (2) 公社は、個人情報流出した恐れのある入居申込者全員(150名)に対し、文書(11月24日(金)送付)及び電話(11月27日(月)以降)により今回事案の経緯、流出の恐れのある個人情報、再発防止策を説明し、謝罪を行った。
- (3) 12月5日(火)、公社ホームページに今回事案の概要、お詫びを掲載した。

### 6 再発防止策

- (1) 県は、公社に対し、全職員に対し個人情報の適切な管理の徹底及び次の再発防止策を徹底するよう指導を行い、実施状況を確認する。
  - ・カメラは、必ず机の引き出し又は施錠できるキャビネット等の中に保管し、常時施錠する。
  - ・最終退庁者が置き忘れや保管場所の施錠を確認する。さらに、所属長及び職員が定期的に保管状況(施錠の有無等)を確認の上、その結果を本部事務局長に報告する。
  - ・カメラで撮影したデータは速やかにパソコンに保存し、カメラ内のデータは必ず消去する。所属長及び職員が定期的にカメラ内のデータを確認し、その結果を本部事務局長に報告する。
- (2) 公社は、毎年度、職員研修において、職員に対して個人情報の取扱い、上記再発防止策の徹底を厳重に指導し、組織的に再発防止に取り組む。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年12月18日  
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
自然共生社会局 自然共生課 (西部総合事務所 環境建築局)	大山登山道線木道改修工事(2工区)	西伯郡 大山町 大山	株式会社 特研工業 代表取締役 鋪倉 健	(当初契約額) 182,380,000 円	令和5年3月13日 ~ 令和5年12月8日	(当初契約年月日) 令和5年3月10日	
				(変更なし)	(変更後工期) 令和5年3月13日 ~ 令和5年12月25日	(第1回変更契約年月日) 令和5年11月29日	令和5年11月13日の積雪により作業が遅延したため。